

生活環境調査の概要

生活環境影響調査とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年、法律第 137 号）、当該施設の設置が周辺地域の生活環境へ及ぼす影響について調査・予測を行い、その影響を小さくするための保全措置の検討などを行うものです。

なお、本事業は、生物処理を継続しながら放流先の切り替え（河川放流から下水道放流へ）を先行して行い、最終的に固液分離（脱水）による下水道放流とするものです。

① 生活環境影響調査を行う項目の選定結果

生活環境影響調査を行う項目は、生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の関連性から選定しました。なお、環境影響要因及び調査項目については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）等を参考に選定しています。

表 生活環境影響調査を行う項目の選定結果

生活環境影響調査項目		生活環境影響要因	施設からの処理水放流	施設の稼働	施設からの悪臭の漏えい	し尿等の運搬車両の走行
大気環境	大気質	二酸化炭素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
水環境	水質	特定悪臭物質濃度または臭気指数			○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	×			
		浮遊物質 (SS)	×			

注) ○：生活環境影響調査を行う項目

×：事業特注から、影響がないまたは極めて小さいことが明らかなため、選定しない項目

② 生活環境影響調査の結果

■ 騒音・振動

事業予定地周辺の騒音レベル及び振動レベルは、参考とした環境基準値等を満足していました。

施設の稼働に伴う予測結果は、いずれも生活環境の保全に係る目標を下回っていました。し尿等の運搬車両の走行に伴う予測結果は、いずれも生活環境の保全に係る目標を下回っていました。

表 施設の稼働に伴う騒音・振動の調査・予測結果

項目	現況値 (事業予定地の敷地境界近傍)	予測値 (周辺地域)	生活環境の保全に係る目標
施設の稼働に伴う騒音 (L ₅₀)	53 dB (A) (参考：環境基準 B 類型 55 dB (A))	43 dB (A)	55 dB (A)
施設の稼働に伴う振動 (L ₁₀)	49 dB (参考：振動のめやす 人体に感知しない程度 55 dB)	39 dB	55 dB

表 し尿等の運搬車両の走行に伴う騒音・振動の調査・予測結果

項目	調査地点	現況値	予測	生活環境の保全に係る目標
し尿等の運搬車両の走行に伴う大気質二酸化窒素 (NO ₂)	寒河江西根局	日平均の年間 95% 値 0.018 ppm	本計画に伴う走行ルート及び運搬車両台数等の変更はなく、施設整備後も同様と考えられます。	0.04~0.06ppm 以下
し尿の運搬車両の走行に伴う大気質浮遊粒子状物質 (SPM)		日平均値の年間 2% 除外値 0.036 mg/m ³		0.10mg/m ³ 以下
し尿等の運搬車両の走行に伴う騒音 (L _{Aeq})	寒河江クリンセンター南側に面する道路	60 dB (A)		65 dB (A) 以下
し尿等の運搬車両の走行に伴う騒音 (L ₁₀)		49 dB		55 dB 以下

■ 悪 臭

事業予定地周辺の悪臭は悪臭物質及び臭気指数ともに規制基準を満足しています。類似の施設における現地調査結果でも悪臭物質は定量下限未か定量された場合でも基準値に比べて十分低く、臭気指数は10未満であることから、本事業においても同様に施設から発生する悪臭はないものと予測されます。

表 悪臭の調査・予測結果

項目	調査地点	現況値	予測結果	生活環境の保全に係る目標
悪臭物質	敷地境界(風上)	アンモニア 0.1ppm、アセトアルデヒド 0.005ppm 以外は全て定量下限未満	類似の施設における現地調査結果でも臭気指数は10未満であることから、本事業においても同様に施設から発生する悪臭は無いものと予測されます。	大部分の地域住民が日常生活において感知できない程度
	敷地境界(風下)	アセトアルデヒド 0.005ppm 以外は全て定量下限未満		
臭気指数	敷地境界(風上)	10 未満		
	敷地境界(風下)	10 未満		

表 環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型、低振動型の機種を選定するとともに機器はすべて建物内に設置して音の遮蔽を図る。 ・騒音の発生源と考えられる機器は専用の防音カバーや吸音材を取り付けた部屋に収納する。 ・振動の発生源と考えられる機器は振動エネルギーを吸収するために頑丈な基礎に固定するか防振ゴムなどを使い振動を外部へ伝わらせないようにする。 ・計画的な維持管理のもとで定期的な整備・点検を実施しつつ施設を適正に運転する。 ・施設の運転者に対する定期的な教育・訓練を実施する。 ・施設稼働の初期、補修直後に騒音、振動が発生しやすいので稼働に際して特に留意する。 ・不必要な扉の開放を禁止して外部への騒音の拡散を防止する。
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気発生源になると箇所は局所的に臭気を捕集するとともに、施設内部を負圧にして臭気の漏洩を防止する。 ・発生臭気の濃度に応じて脱臭方式を選定し、最善の脱臭効果を得るように努める。 ・水槽、マンホール、設備装置点検口等から臭気が外部に漏洩しないように作業環境管理に十分配慮する。
し尿等の運搬車両の走行に伴う大気質・騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の走行に際して、法定速度の遵守および空ぶかしをしない等の指導・励行を行う。 ・し尿等の運搬計画を適正に立案することにより、効率的な運行が可能ないように努め特定の日時に車両が集中しない運搬計画とする。 ・し尿等の運搬車両の定期点検を行うことはもちろんのこと、日常の適切な点検整備を欠かさないように努める。

③ 環境保全対策

本事業の実施にあつたては、関係法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境への影響を回避・低減するため、以下に示す環境保全対策を行います。

③ 総合評価

本事業の実施による環境への影響について調査、予測及び評価を行った結果、いずれの環境要素に対しても、環境保全対策を適切に実施することにより、影響は回避又は低減されるものと評価されました。本事業の実施による環境への影響を総合的に検討した結果、本事業の実施に環境への影響は小さいものと判断しました。